

入学料免除・徴収猶予申請のしおり

～2025 年度 10 月入学者向け～

== 概 要 ==

1. 制度概要

- ・入学料免除：入学料の「全額」又は「半額」が免除される制度
- ・入学料徴収猶予：入学料の支払期限を一定期日まで猶予できる制度

※ 上記いずれか一方の制度に申請いただけます。

但し、入学料免除申請者は入学料徴収猶予についても審査・判定が行われるため、両制度に申請した扱いとなります。

2. 対象者

以下の①～③すべてに該当する者

- ① 2025 年度 10 月に本学の大学院に入学の者 ※非正規生は除く
- ② 日本人又は在留資格が「留学」以外の外国人 (私費外国人留学生以外の者)
- ③ 本学の定める家計基準を満たす者

※ 入学料を納付済みの場合は申請できません。また、判定結果通知前に入学料を納付した場合、申請を取り下げたものとみなします。

※ 私費外国人留学生は留学生用の申請のしおりをご確認ください。

※ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

3. 申請方法・申請期間

STEP 1：インターネット入学手続き時に入学料等の支払画面において、「入学料支払猶予対象（該当するものを選択）」を選択

※ 詳細は「入学手続要項」でご確認ください。本しおりは STEP2 の手続きについてまとめております。

STEP 2：キャンパス情報システム（学内ポータルサイト）にて家計状況等を入力し、家計調書等の必要書類を所属キャンパスの窓口へ提出

入力期間：2025 年 9 月 24 日[※] ～ 10 月 3 日^金

提出期間：2025 年 9 月 24 日[※] ～ 10 月 3 日^金【厳守】

※ キャンパス情報システムへのログインには、入学時に配付するアカウント通知書が必要です。

※ 書類を期日までに提出できない場合や入学手続後に入学辞退する場合は直ちに入学料を納付していただきます。

【参考】結果通知時期：2025 年 12 月上旬

1. 入学料免除・徴収猶予の制度について

★入学料免除・徴収猶予の基準（私費外国人留学生以外）

以下のいずれかの事由に該当し、**家計基準**を満たす者を対象とする。学力基準は入学をもって「適格」とする。

申請事由	事由詳細（※1）	家計基準	免除額・猶予期限
1.経済的理由	経済的理由により入学料の支払いが困難	家計評価額（※4）が 免除：100万円以下 猶予：400万円以下	免除：入学料額の全額又は半額 猶予：2026年2月27日
2.生計維持者死亡	事由期間（※2）内に生計維持者が死亡し入学料の支払いが困難		
3.災害	事由期間（※2）内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け入学料の支払いが困難	課さない	
4.特例災害	指定災害（※3）で半壊・床上浸水以上の被害を受け入学料の支払いが困難	課さない	

※1 **事由詳細**：上表には免除申請の場合の事由詳細を記載しています。徴収猶予申請の場合は、「入学料の支払いが困難」を「納付期限までに入学料の支払いが困難」と読み替えてください。

※2 **事由期間**：基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）前1年以内

※3 **指定災害**：「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年5～7月豪雨」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年8～9月豪雨」、「2019年台風19号」及び「能登半島地震（2024年1月1日）」※指定する災害は次期申請時において、予告なく削除・追加する場合がありますので予めご了承ください

※4 **家計評価額**：本人及び生計維持者2名（原則、父母）の「合計所得金額」と「所得控除合計」の差の合計額

家計評価額＝{合計所得金額(本人)－所得控除合計(本人)}＋{合計所得金額(父)－所得控除合計(父)}＋{合計所得金額(母)－所得控除合計(母)}

* 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用する

* {合計所得金額－所得控除合計}の値がマイナスの場合は0円とする

(例)

	合計所得金額 [円]	所得控除合計 [円]
本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580

本人：0-430,000=0

父：3,168,000-1,956,000=1,212,000

母：1,253,000-562,000=691,000

家計評価額=0+1,212,000+691,000=**1,903,000円**

☆補 足

- ・ 家計評価額 100 万円は、給与収入換算で 450 万円程度（目安）、家計評価額 400 万円は、給与収入換算で 900 万円程度（目安）です。所得控除の種類や金額によって変動します。
- ・ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。
- ・ 入学料免除申請者が入学料徴収猶予の基準を満たす場合で、入学料の全部又は一部の支払いが発生した際は、入学料徴収猶予を許可します。

2. 申請方法

STEP1

【入学手続時】インターネット入学手続システム上の入学料等の支払画面において「入学料支払猶予対象（該当するものを選択）」を選択

※入学料は支払わないでください。入学料を支払ってしまった場合、入学料免除・徴収猶予は申請できません。支払済みの入学料を返金することもできませんので、ご注意ください。

STEP2

家計調書の入力および申請書類の提出

①

入力期間：2025年9月24日(水)～10月3日(金)

「家計調書」を入力し、提出の準備をしてください。

▶入力時に本人+生計維持者の「令和7年度（令和6年分）所得・課税・控除証明書」を準備

生計維持者は収入の有無や多寡にかかわらず原則父母2名です。（詳細はp.3を参照）

▶キャンパス情報システムにて家計調書を入力し、印刷のうえ署名してください。

入力期間内に学内ポータルサイト ACSU の「キャンパス情報システム」にて入力し、「登録する（家計調書は次の画面で印刷）」ボタンを押してください。入力時の注意点については p.6 を参照してください。受付完了画面で家計調書を A4 で印刷し、本人署名欄に署名してください。



②

提出期間：2025年9月24日(水)～10月3日(金)

▼ 申請書類一覧 ▼ 次の書類を揃えて所属キャンパス提出先へ提出してください。（p.10 参照）

全 員 提 出	☐ 家計調書	キャンパス情報システムにて入力した「家計調書」を印刷し、申請者本人(学生)が署名したもの。
	☐ 住民票 (発行から3か月以内のもの)	『この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票（謄本）。 ※ 生計維持者以外の方（申請者本人や兄弟姉妹、祖父母等）で住民票を移動・分離させている場合、その分の住民票の提出は不要。但し、p.3 記載の『独立生計者』として申請する場合は、申請者本人（+配偶者）が記載されたものを提出してください。
	☐ 令和7年度（令和6年分） 所得・課税・控除証明書 〔本人+生計維持者〕 (原則、父母2名)	収入の有無や多寡にかかわらず、本人及び生計維持者（原則父母2名）の証明書。名称・様式は市区町村により異なります。（p.5を参照） ※ 免除願作成には「所得控除合計」の金額が必要です。この金額が所得・課税・控除証明書に記載されていない場合は、記載された証明書が発行できないか自治体にご確認ください。不可の場合は、所得控除合計をご自身で計算する必要があります。（p.7を参照） ※ 原則、本証明書は2025年1月1日時点において住民票のあった自治体で発行されます。但し、住民票住所と実住所が異なる場合で、2025年度に住民税が課税されている方は、住民税を納めている自治体で発行されます。 ※ 海外に住んでいる（いた）ため、発行不可の場合や記載の所得が1年分に満たない場合（海外居住時の所得が含まれない場合）は職場等が発行する収入に関する証明書等を提出していただきます。事前に窓口にご相談ください。
	☐ 生計維持者に係る証明書	提出書類は次ページを参照。 次ページの②～⑪に該当する場合、該当する書類を提出。

● 申請事由が「生計維持者死亡」の場合の提出書類（必須）

☐ 「戸籍謄本」のコピー	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。 ※ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）ではありません。
☐ 【様式1】所得・控除計算書 (ホームページから様式をダウンロード)	扶養人数等の確認のため提出が必要です。 ※ 両親ともに死別した場合は、事前に窓口にご相談ください。

● 申請事由が「災害」又は「特例災害」の場合の提出書類（必須）

☐ 「り災証明書」のコピー	半壊・床上浸水以上のもの。申請期限までに発行が間に合わない場合は、書類提出時に申請窓口に出してください。
--------------------------------------	--

□ 生計維持者に係る証明書類

※生計維持者を父と母の2名とする場合は提出不要

生計維持者は原則父母の2名です。収入の有無や多寡、支援の有無等にはよりません。

但し、次の②～⑪に該当する場合のみ、生計維持者の人数や人物を以下のとおりとします。該当する場合は証明書類を提出してください。生計維持者の判断に迷う場合は事前に授業料免除窓口にご相談ください。

(1) 父母(2名)を生計維持者とするケース【原則、このケース】

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
①	父母がいる ※離婚後(又は死別後)父又は母が再婚(事実婚含む)した場合を含む	なし	父・母 (2名)

(2) 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
②	父又は母と生別又は死別している	□「戸籍謄本」や「児童扶養手当受給者証」のコピー等 ※「所得・課税・控除証明書」で寡婦・ひとり親の該当が確認できる場合は提出不要です	父 又は 母 (1名)
③	父母が離婚調停中かつ別居中で、別生計となっている	□ 裁判所による「係属証明書」又は弁護士による「報告書」のコピー等	
④	父母が家庭内暴力(DV)による別居中で、別生計となっている	□ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明」のコピー等	
⑤	父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない	□「行方不明者届受理証明書」や「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	

※父母が③、④以外の理由で別居しているだけでは生計維持者を1人とすることはできません

(3) 父母以外の者(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
⑥	父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている	□「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	主たる支援者 (1名)
⑦	父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている		

(4) 学生本人を『独立生計者』とするケース(生計維持者なし)

	要 件	提 出 書 類
⑧	申請者本人が、以下の要件をすべて満たす場合 1)原則大学院生 2)所得税法上、父母の扶養親族でない者 3)父母と別居しており、経済的支援を一切受けていない者 4)本人(又はその配偶者)の家計評価年(前期:前々年、後期:前年)の収入が年間124万円以上あり、所得の申告をしている者※ 5)本人(又はその配偶者)が、国民健康保険の世帯主の者、又は健康保険の被保険者の者 ※日本学術振興会の特別研究員(DC)の採用者やこれに類する制度でDCと同等の奨励金受給が決定している者は4)を満たすとみなす(一般的な奨学金は対象外)	▼全員提出 □申請者本人(及びその配偶者)の「健康保険証」のコピー ※マイナ保険証の場合はこちらを参照 ▼配偶者がいる場合(該当者のみ) □ 配偶者の「令和7年度(令和6年分)所得・課税・控除証明書」※配偶者の所得等を加味し判定を行います ▼日本学術振興会の特別研究員等の場合(該当者のみ) □「日本学術振興会特別研究員(又はこれに類する制度の)決定通知」のコピー ※状況に応じて、以下の書類を別途請求する場合があります □ 父母等から支援を受けていないことの申立書 □ 父母の住民票 □ 父母の所得・課税・控除証明書
⑨	社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所していた(又は養育されていた) ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)で養育 ・里親に養育	□ 入所証明書等のコピー(任意様式) ※申請学期毎に提出が必要ですが、証明書自体は同じものでよいので、原本を無くさずに保管しておいてください(学期毎に新たに発行する必要はありません)
⑩	父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を一切受けていない	□「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類 □ 事情書(任意様式)
⑪	父母からの家庭内暴力(DV)により、保護施設等で保護等されている(いた)場合で、父母等から一切経済的支援はなく、別居している	□ 事情書(任意様式) ※状況に応じて、別途公的機関による証明書を請求いたします

★ 任意の提出書類

☐ 【様式 3】家計急変申告書（ホームページから様式をダウンロード） + 証明書類

以下の事由に該当する場合は、家計急変申告書に加えて別途証明書類を提出することで、家計急変後の収入等を考慮します。

	事 由	提 出 書 類
①	基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、 半年以上 、就労が困難な状態にある	☐ 【様式 3】家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 診断書のコピー（※1）
②	基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）前1年以内において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業（※2）の場合に限る）し、再就職等していない	☐ 【様式 3】家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 雇用保険受給資格者証のコピー（第1・3・4面）（※3）

※1 診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が半年以上である旨が記載されていることが必要です。

※2 非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、次の9つのいずれかの離職理由コードに該当する場合を指します。（コードは2025年時点のもの）

離職理由コード：「11(1A)」「12(1B)」「21(2A)」「22(2B)」「23(2C)」「31(3A)」「32(3B)」「33(3C)」「34(3D)」

※3 雇用保険の受給が終了している場合でも提出が必要です。離職日が基準日前1年以内であって、再就職等していない場合は家計急変申告の対象となります。

2-（1） 「所得・課税・控除証明書」について

- 生計維持者の令和6年分所得金額、令和7年度課税額・控除額が記載された、記載省略のない証明書(全項目証明)を市区町村の役場で入手してください。
- 「合計所得金額」と「所得控除合計」の2つの金額を申請時に使用します。自治体によっては「所得控除合計」を証明書に記載しない形式で発行している場合があります。できる限りこの金額が記載された証明書の発行を自治体に依頼していただき、それが叶わない場合は、申請者本人で「所得控除合計」の計算が必要となります。
- 住民税非課税の場合、「所得・非課税証明書」等の名称で発行されますので、そちらを提出してください。合計所得金額や控除額が空欄等で証明されていない場合でも、非課税であることが証明書からわかれば受け付けます。
- 証明書の名称・様式は市区町村により異なります。
名称例：「令和7年度（令和6年分）課税証明書」、「2025年度 市民税・県民税 所得・課税・扶養証明書」

収入、所得の種類・金額、控除の種類・金額等が「***（アスキー）」等で目隠しされている証明書は不可です。
※非課税であることが分かる場合を除く

所得・課税・控除証明書 令和○年度（令和○年分所得）

SAMPLE

合計所得金額等		課税額等		納税額等	
合計所得金額	1,300,000円	住民税課税額合計	0円	** 以下余白 **	
総所得金額等	1,300,000円	(内) 市民税均等割	0円		
** 以下余白 **		(内) 県民税均等割	0円		
		(内) 市民税所得割	0円		
		(内) 県民税所得割	0円		
		** 以下余白 **			
所得の種類・金額		所得控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
給与収入	2,200,000円	社会保険料控除	200,000円	課税総所得	0千円
給与所得	1,300,000円	生命保険料控除	0円	** 以下余白 **	
** 以下余白 **		配偶者控除	330,000円		
		扶養控除	1,230,000円		
		基礎控除	430,000円		
		所得控除計	2,190,000円		
		** 以下余白 **			

該当区分等	控除対象配偶者		扶養人数			障害人数		本人該当			
	有	無	特定	老人	他	特別	普通	障害	寡婦	寡婦	寡婦
一般	老人										
※	—	—	2人	0人	1人	0人	0人	—	—	—	—

上記の通り相違ないことを証明します。
○○年 ○月 ○日
○○市長 ○○ ○○○

この2種類の金額が特に重要です。
記載の有無を確認してください。
「所得控除合計（計）」の記載がない場合は、備考欄等に追記する形で証明ができないか自治体にご確認ください。

市区町村で発行される「住民税課税決定通知書（特別徴収額の通知書）」

平成○○年度 市民税・県民税 特別徴収額の通知書			
所得	収入	主たる給与以外の所得	所得区分
給与所得			
その他の所得			
所得控除	医療費	配偶者	扶養
社会保険料	配偶者特別	扶養	老配
小規模企業共済			
生命保険料	基礎		
損害保険料	所得控除合計		
年金			

NG

収入・所得金額、控除の種類・金額等が「***（アスキー）」等で目隠しされている

平成○○年中の合計所得金額等		課税額等	
所得金額	*****	住民税課税額合計	*****
所得金額等	*****	(内) 市民税均等割	*****
所得金額等	*****	(内) 県民税均等割	*****
所得金額等	*****	(内) 市民税所得割	*****
所得金額等	*****	(内) 県民税所得割	*****
** 以下余白 **		** 以下余白 **	
所得の種類・金額		所得控除の種類・金額	
給与収入	*****	社会保険料控除	*****
給与所得	*****	生命保険料控除	*****
** 以下余白 **		配偶者控除	*****
		扶養控除	*****
		基礎控除	*****
		** 以下余白 **	

NG

※但し、収入が一切ない場合は証明されない場合あり。

この場合、住民税非課税が書類からわかれば OK

課税・非課税であることのみの証明

非課税証明書	
住所	○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号
氏名	○○ ○○
上記の者は、令和○○年度の市民税が非課税であることを証明します。	
但し、○○ △△ の扶養である。	
平成○○年 ○月 ○日 ○○市長 ○○ ○○○	

NG

家族全員が一枚で証明されて、必要情報が載っていない

氏名	所得内訳			平成○○年度 所得金額
	給与収入 給与所得	年金収入 年金所得	その他所得	
信州 太郎	(6,518,410円) 4,672,800円	(0円) 0円	(0円) 0円	(6,518,410円) 4,672,800円
信州 花子	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円
信州 大吉	(1,038,800円) 388,800円	(0円) 0円	(0円) 0円	(2,939,170円) 1,099,170円
信州 一郎	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円
信州 次郎	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円

NG

※家族それぞれの「合計所得金額」と「所得控除合計」の記載があれば OK

2 - (3) 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

所得控除の種類は以下の 15 種類です。「所得・課税・控除証明書」に所得控除合計が記載されていない場合は、

所得控除欄に記載されている各控除金額を足し合わせて、所得控除合計としてください

- ・基礎控除 ・医療費控除 ・雑損控除 ・社会保険料控除 ・小規模企業共済掛金控除
- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寄付金控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除
- ・寡婦控除 ・ひとり親控除 ・勤労学生控除 ・障がい者控除 ・扶養控除

※多くの場合、該当する所得控除のみが証明書に記載されています。

※ふるさと納税による「寄付金税額控除」や「住宅ローン控除」は所得控除ではありません。

〔以下、参考〕「所得・課税・控除証明書」の例とその計算例

SAMPLE1

市民税・県民税 課税（所得）証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇

「合計所得金額」

合計所得金額	¥2,370,000	市民税	所得割	¥15,000	令和〇年度 年税額
課税標準額	総合所得 分給所得	Y275,000 Y0	均等割	¥4,000 ¥3,000	Y32,000

令和〇年度 分給所得	合計所得金額の内訳	令和〇年度 年税額
(給与支払金額) 給与所得 以下余白	(¥3,500,000) Y2,370,000 以下余白	以下余白 以下余白

所得控除額の内訳			
扶養控除	配偶者	特定	老人（内閣府）
	無	1人	0人（0人）
	一般	普通障害	特別（内閣府）
	1人	0人	0人（0人）
配偶者特別控除	Y210,000	生命保険料控除	Y70,000
雑損控除	Y0	地震保険料控除	Y5,000
医療費控除	Y0	本人控除	Y0
社会保険料控除	Y600,000	基礎控除	Y430,000
小規模企業共済等 掛金控除	Y0		
控除額		繰越控除	
分離課税所得の特別控除	Y0	繰越控除	Y0

備考
上記のとおり相違ないことを証明します
令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇

この控除は所得控除ではありません

★SAMPLE1 に似た証明書を発行している自治体★

深川市、七戸町、石巻市、横手市、酒田市、南相馬市、川越市、川口市、習志野市、小田原市、秦野市、燕市、美濃加茂市、坂祝町、下田市、西尾市、高浜市、熊野市、大東市、明石市、芦屋市、三木市、穴栗市、新見市、備前市、阿波市、宿毛市など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

左記証明書の場合の所得控除合計は…
210,000 + 600,000 + 780,000 + 70,000
+ 5,000 + 430,000 = **2,095,000 円**

「扶養」「扶養親族障害」の合算金額になっています。

「本人障害」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」に該当すれば『本人控除』欄に金額が入ります。

SAMPLE2

住民税課税（所得）証明

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
生別	〇
行政区	〇

令和〇年度分	所得
種類	金額
給与所得（調整控除後）	1,320,000円
公的年金等所得	300,000円
(給与収入)	2,000,000円
(公的年金等収入)	900,000円
合計所得金額	1,620,000円

「合計所得金額」を証明します。

令和〇年度分	所得
種類	金額
雑損控除	260,000円
医療費控除	
社会保険料控除	400,000円
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	100,000円
地震保険料控除	
寄付金控除	
障害者控除	
老年者控除	
寡婦・ひとり親控除	260,000円
勤労学生控除	
配偶者控除	
配偶者特別控除	
特定 1 (年少扶養人)	
老人	
その他	450,000円
同居特別障害加算分	
基礎控除	430,000円

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇

★SAMPLE2 に似た証明書を発行している自治体★

伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

上記証明書の場合の所得控除合計は…
400,000 + 100,000 + 260,000 +
450,000 + 430,000 = **1,640,000 円**

▼＜ 以下、続き ＞ 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

SAMPLE3

市県民税 課税証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇

令和〇年度

令和〇年度 所得金額の合計	3,960,000 円
------------------	-------------

所得の種類	金 額
給与所得(所得金額調整控除後) (給与収入金額)	5,500,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

所得控除の種類	金 額
社会保険料控除	900,000 円
人的控除	1,110,000 円
基礎控除	430,000 円
	円
	円
	円
	円
	円

備考	上記のとおり相違ないことを証明します。
----	---------------------

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇

★SAMPLE3 に似た証明書を発行している自治体★

日立市、古河市、石岡市、常陸太田市、取手市、つくば市、桜川市、神栖市など

人的控除内訳欄で該当する各種所得控除の合算金額が『人的控除』欄に記載される

該当のない控除は記載されない。

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

上記証明書の場合の所得控除合計は…

$$900,000 + 1,110,000 + 430,000 = \underline{2,440,000 \text{ 円}}$$

【注意】自治体によっては、各控除金額を足すだけでは「所得控除合計」とならないケースあり・・・

(控除の該当可否のみが記載され金額が記載されていなかったり、基礎控除が記載されていなかったり等)

>> この場合は、該当する控除の種類から、その控除額を個別に導く必要があります。

SAMPLE4

所得課税証明書
(控除の内訳記載あり)

年度区分	令和〇年度(令和〇/年分)
住 所	〇〇県〇〇市〇〇
氏 名	〇〇 〇〇

昭和〇年〇月〇日生

給与所得	¥3,160,000	雑損	¥0	配偶者控除	特別控除額	控除対象配偶者	老齢配	所得割	¥12,000
以下余白		医療費	¥0	配偶者		特 定	0人	均等割	¥2,200
所得の種類		社会保険料	¥400,000	扶 養		同居老人	1人	計	¥12,200
		小規模共済掛金	¥0	寡 婦、ひ、勤		同 老 人	0人	年 税 額	¥27,700
		生命保険料	¥80,000	本人障害		特 定	0人		
		地震保険料	¥0	扶養障害		特 定	0人		
		寄付金	¥0						

「合計所得金額」

所得金額合計 ¥3,160,000

給与収入	¥4,500,000
公的年金収入	¥0
免税超収入	¥0

備考 > 16歳未満の扶養親族の数 : 0人

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇

★SAMPLE4 のように記載された金額の足し算だけでは「所得控除合計」とならない自治体★

十和田市、雫石町、西和賀町、岩泉町、平泉町、一戸町、高崎市、長崎市、那覇市など

該当すれば、「寡婦該当」「ひとり親該当」「勤労学生該当」と記載される。

【控除額早見】

基礎控除	所得	2400万以下	2400～2450万以下	2450～2500万以下	2500万～
	所得	430,000	290,000	150,000	0
配偶者控除	所得	900万以下	900～950万以下	950～1000万以下	1000万～
一般(69歳未満)	所得	330,000	220,000	110,000	0
老人(70歳以上)	所得	380,000	260,000	130,000	0
扶 養	特 定	一般(その他)			
	450,000	330,000			
	同居老人	老人			
	450,000	380,000			
寡 婦、ひ、勤	寡婦	ひとり親	勤労学生		
	260,000	300,000	260,000		
本人障害	特別障害者	障害者			
	300,000	260,000			
扶養障害	同居特別障害	特別障害者	障害者		
	530,000	300,000	260,000		

「所得控除合計」の記載なし

さらに・・・

- ①「基礎控除」の金額記載なし
- ②「配偶者控除」の金額記載なし
- ③「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」の金額記載なし
- ④「障害控除」の金額記載なし
- ⑤「扶養控除」の金額記載なし

記載の金額を足すだけでは「所得控除合計」にならない

詳しくは次のページを参照(計算例もあり)

▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

▼ 「所得・課税・控除証明書」に個別の控除金額が記載されていない場合 ▼

個別の控除金額の記載がない可能性のある控除は「基礎控除」「配偶者控除」「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」「障害控除」「扶養控除」のいずれかになります。基本的に該当の可否が証明書に記載されています。

①「基礎控除」の金額が記載されていない場合

基礎控除は、ほぼ全員につく控除です。(基礎控除額の記載がなければ加算してください)

合計所得金額で金額が変わりますが、基本的に 43 万円控除となります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	430,000 円

②「配偶者控除」の金額が記載されていない場合

控除対象配偶者欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

合計所得金額と配偶者の年齢で金額が変わります。

合計所得金額	配偶者控除額	
	一般 (69 歳未満)	老人 (70 歳以上)
900 万円以下	330,000 円	380,000 円

配偶者控除 配偶者 特別控除額	一般	老人
	有	無
0 円		

控除対象配偶者		
有	無	無
一般	老人	無
*	—	—

上例の場合、所得 900 万円以下であれば 33 万円控除
※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は異なります。
両方対象となることはありません。

③「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」の金額が記載されていない場合

寡婦、ひとり親、勤労学生欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

	控除額
寡婦控除	260,000 円
ひとり親控除	300,000 円
勤労学生控除	260,000 円

本人該当				
特別 障害	その他 障害	寡婦	ひとり 親	勤労 学生
			*	

寡、ひ、勤	ひとり親該当

上例の場合、ひとり親に該当するため 30 万円控除

④「障がい控除」の金額が記載されていない場合

本人障がいの場合、本人障がい欄に「*」や「有」などの記載がある方、扶養親族障がいの場合、区分毎に人数が記載されている方が対象です。

障がい区分	障がい者控除額	
	本人	扶養親族(1 人あたり)
(普通)障がい	260,000 円	260,000 円
特別障がい	300,000 円	300,000 円
同居特別障がい	—	530,000 円

本人障害	特 障		普 障	
	無		有	
扶養障害	同 特 0 人	特 障 2 人	同 特 0 人	普 障 0 人

上例の場合、本人障害で 26 万円と扶養親族の特別障害 2 人で 60 万円、計 86 万円控除

⑤「扶養控除」の金額が記載されていない場合

扶養親族欄に区分毎の人数が記載されている方が対象です。

扶養区分	扶養控除額(1 人あたり)
一般(その他)	330,000 円
特定	450,000 円
老人(同居)	450,000 円
老人(同居以外)	380,000 円
16 歳未満	0 円

扶 養	特定	その他
	2 人	1 人
同老	老人	老人
0 人	0 人	0 人

同老：老人(同居)
老人：老人(同居以外)

上例の場合、特定扶養 2 人で 90 万円と一般扶養 1 人で 33 万円、計 123 万円控除

p.8 の SAMPLE4 の場合の所得控除合計は…

- ① 所得 2400 万以下 ⇒ 430,000 円
- ② 一般配偶者控除「有」+ 所得 900 万以下 ⇒ 330,000 円
- ③ 該当なし ⇒ 0 円
- ④ 本人普通障害 + 同居特別障害 1 人 ⇒ 790,000 円
- ⑤ その他 1 人、同居老人 1 人 ⇒ 780,000 円

所得控除合計 =

400,000 + 80,000 + ① 430,000 + ② 330,000 +
③ 790,000 + ⑤ 780,000 = **2,810,000 円**

(参考) SAMPLE1~4 以外で「所得控除合計」の記載がない証明書を発行している自治体の一例

厚岸町、宇都宮市、江戸川区、板橋区、上越市、妙高市、富山市、白山市、七尾市、内灘町、能登町、豊田市、京都市など

SAMPLE1~4 等を参考に計算してください

3. STEP2の申請書類の提出先（問い合わせ先）・提出方法について

提出先	松本キャンパス	信州大学 学生総合支援センター 免除担当 〒390-8621 松本市旭 3-1-1 TEL: 0263-37-2199
	長野(教育)キャンパス	信州大学教育学部 学務係 〒380-8544 長野市西長野 6 の口 TEL: 026-238-4056
	長野(工学)キャンパス	信州大学工学部 学務係 〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL: 026-269-5135
	伊那キャンパス	信州大学農学部 学務グループ 〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304 TEL: 0265-77-1447
	上田キャンパス	信州大学繊維学部 学務グループ 〒386-8567 上田市常田 3-15-1 TEL: 0268-21-5311

提出方法	窓口持参	受付の際、申請書類をチェックしながら家庭状況や収入状況について面談により確認しますので、 <u>学生本人が直接持参</u> してください。 遠方等でやむを得ず持参できない場合は、郵送での提出を認めます。
	郵送提出	<u>遠方等やむを得ず持参できない場合は</u> 、レターパックライト（郵便局や一部コンビニエンスストアで購入できます）で提出期間内（必着）に所属キャンパスの提出先までお送りください。レターパックライトの「品名」に必ず「 入学料免除等申請書類 」と記載してください。 受付完了の連絡はいたしません。また、到着確認のためのお問い合わせはご遠慮ください。「郵便追跡サービス」にて配達状況を確認してください。不備がある場合はメールや電話で学生へ連絡します。必ず大学メールや着信履歴をご確認ください。

4. 選考結果及び支払期限について

選考結果の告知日（予定）	支払期限
2025 年 12 月上旬	徴収猶予許可者：2026 年 2 月 27 日 徴収猶予不許可者：結果告知日から 2 週間以内

- 選考結果の通知書は窓口で直接お渡しいたします。申請者にはメール等で受け取りに関する連絡をいたします。
- 徴収猶予を許可された方は、2026 年 2 月 27 日（金）までに入学料を納付してください。
徴収猶予が許可されなかった方は、その告知があった日から起算して 14 日以内に入学料を納付してください。
- 期限までに入学料を納付しなかった場合は、除籍になります。

5. 注意事項

- 選考の決定がされるまでの間は、入学料の納付を猶予します。結果が判明する前に入学料を納付した場合は、申請を取り下げたものとみなします。納付していただいた入学料はお返しできません。
- 申請の内容を確認するため、提出書類一覧以外に別途書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。
- 提出された書類の返却・貸出し等はできませんので、書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や他の申請等に利用できるようにしてください。
- 提出書類は、入学料免除等業務のために利用するものであり、他の目的には使用いたしません。
- 不明な点、特殊事情等がありましたら、早めにご相談ください。
- 連絡が速やかにとれるよう、提出先及び学生総合支援センターの電話番号を携帯電話に登録しておいてください。電話に出られなかった場合は、折り返し電話をしてもらうか、担当窓口に来てください。